

# 消費生活総合センターのご案内



**相談無料**

受付時間 平日 午前9時～午後5時  
※各窓口へご相談されたい場合は、まずはお電話ください。

クーリング・オフマン

**お知らせ** 消費生活総合センターは、中京区総合庁舎3階に移転しました!

**☎ 電話番号が変わりました ☎**

■消費生活相談 ☎366-1319

商品やサービスに関する契約上のトラブル、悪質商法による被害、訪問販売や通信販売等における事業者とのトラブル、製品事故や安全性を欠く製品被害など、消費生活に関する相談を受け付けています。  
※ 事業者や個人事業主からの事業上のトラブルに関する相談は受け付けておりません。  
※ 相談内容をお聴きしたうえで、別の窓口を案内する場合があります。  
※ ホームページでも消費生活相談を受け付けています。詳しくは消費生活総合センターホームページの「消費生活相談」をご覧ください。

●消費生活土日祝日電話相談 ☎811-9002 ※電話相談のみ

(相談日時：土曜日、日曜日、祝・休日(年末年始を除く)、午前10時～午後4時)  
架空請求メールやハガキが週末に届いたり、クーリング・オフ期間の最終日が週末になることがあるため、年末年始の期間を除く土曜日、日曜日及び祝・休日に消費生活相談を受け付けています。

その他の相談窓口

- ◆多重債務相談 ☎366-1316
- ◆法律相談(予約・問合せ)・市政一般相談 ☎366-3349
- ◆交通事故相談 ☎366-3305

消費生活総合センター 代表番号 ☎366-2250 (FAX: 366-2259)

・出前講座等のお問合せ

**アクセス**

- ・地下鉄東西線「二条城前」駅下車  
1番出口から堀川通を南へ徒歩3分
- ・市バス「堀川御池」下車すぐ



京都市文化市民局暮らし安全推進部  
**消費生活総合センター**  
〒604-8588  
中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521  
中京区総合庁舎3階  
TEL: 366-2250 FAX: 366-2259  
ホームページ <https://kyoto-soudan.jp/>  
二次元コードはこちら→  
Twitter @kyoto\_soudan

やってみよう! 人や社会・環境・地域にやさしい暮らし

「エシカル消費」ホームページ  
<https://kyoto-ethical.com/>  
二次元コードはこちら→

Twitter @kyotoethicalun  
Facebook @kyotoethicalun

消費生活情報誌



本誌に関するお問い合わせは  
(075) 366-2250

# マイシティライフ

**228号**

令和4年2月15日発行

**直前対策特集!!**

民法改正により、2022年4月1日から、**成年年齢が**

**20歳➡18歳**に引き下げられます!!



成年年齢が引き下げられることにより、これまで20歳になるまでできなかった多くのことが18歳でできるようになります。  
一方で、契約などの意思決定については自分で責任を負うことになり、未成年者であることを理由とした契約の取消しはできなくなりますので、注意が必要です。

**悪質業者に狙われやすいのは高齢者だけ…と思いませんか?** 実は、成人したばかりの若い方々も、「社会経験や契約に関する知識がまだ浅い」「SNSやインターネットに慣れ親しんでいて、インターネット上での交流や商品購入を気軽に行っている」といった特徴を、悪質な業者に狙い打ちにされることがあります。  
成人になる本人だけでなく、ご家族や周囲の方々も含めて、あらかじめしっかりと知識を身に付け、消費者被害を防止しましょう。



どんなことに  
気を付けばいいの?

若い人が気を付けておくべき  
契約トラブルはある?

実際の相談事例も含めて解説しています!  
**詳しくは中身をチェック!!**

今号の  
**消費者川柳**

捨てないよ 賞味期限を 常チェック (南区在住の方の作品)

「消費者川柳」は今回で終了となります。これまでありがとうございました!!

回覧などにご利用ください。																			
---------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--



## 成年になると何が変わるの？

- ✓ 親の同意がなくても契約ができるようになる  
(クレジットカードを作る、ローンを組む、一人暮らしの部屋を借りるなどの契約も含まれます)
- ✓ 未成年者取消権(未成年を理由に契約を取り消せる制度)は、使えなくなる

## 未成年者取消権ってなに？

未成年者は、消費者としての経験や知識がまだ浅いため、法律で保護する制度があり、法定代理人(親権者など)の同意がないまま、小遣いの範囲を超えて結んでしまった契約は取り消すことができます。これは未成年者取消権と呼ばれています。

この権利により、これまで18歳~19歳が結んでしまった契約は、「未成年だから」という理由で取り消すことができました。しかし、**成年年齢が18歳まで引き下げられると、18歳~19歳の方が「未成年」を理由に契約を取り消すことはできなくなります。**



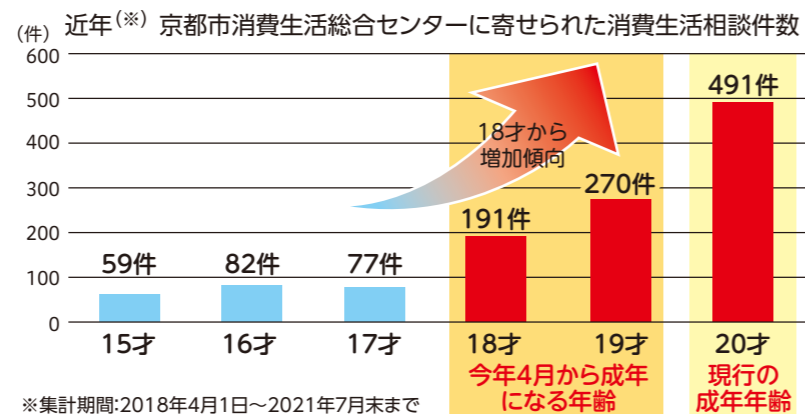
## 気を付けるポイントはある？

これまで未成年者契約取消権によって取消しが可能だった18歳~19歳が成年となることで、契約の取消しができなくなるため、契約トラブルが増加するおそれがあります。

特に18歳頃からは、進学や就職などによって生活面でも自立しはじめる人も多く、一人暮らしをする部屋を契約したり、電気・水道・ガス・インターネット等の契約をするなど、自分で契約を結ぶ機会が多くなります。慣れない契約でトラブルになってしまうなど、消費生活総合センターに寄せられる相談件数も、**18歳から増加する傾向にあります。**

契約をするときは、契約書をすみずみまでしっかりと読んで、問題がないか、きちんと支払ができるかを確認して、責任をもって署名(あるいはウェブ上の承諾のチェック等)をしましょう。

**契約後に困ったことがあったら、まずは消費生活総合センターにご相談ください!**



## 消費生活相談の小窓

## SNSやマッチングアプリを使った「もうけ話」の誘いに注意!!

### 事例

- 1 マッチングアプリで知り合った人から儲かる仮想通貨(暗号資産)があるという話を聞き、クレジットカードやキャッシングでお金を集めて投資をしたが儲からず、投資サイトにもアクセスできなくなった。お金を取り返したい。
- 2 アルバイト収入が下がり、副業を探していたところ、SNSで「他人のお悩み相談を聞けば報酬がもらえる」という副業サイトを見つけた。チャットで悩みを聞いていると、相手が「聞いてもらってとても助かったので、30万円の報酬を送りたい」と言い出した。お金を受け取るためと言われ、手数料やアカウント作成料を払っていたら、いつの間にか合計20万円支払わされていた。提示された30万円は受け取れていない。



### ポイント

- 1 マッチングアプリなどを入口として、出会い系、副業・闇バイト、情報商材の勧誘、ネットワークビジネス、投資詐欺、仮想通貨(暗号資産)等の様々な勧誘をされるトラブルが増えています。
- 2 **特に若い方はSNSなどで見知らぬ人と交流することに慣れている人が多く、会ったことがない相手の話も素直に聞いてしまう傾向があります。**  
その結果、「簡単に儲かる」という話を信じて、実在するか分からない相手にお金を払い、結局儲からず被害に遭ってしまいます。

### アドバイス

- SNS等インターネット上のやり取りだけで契約すると、トラブルになったときに相手業者と連絡が取れなくなり、交渉ができなくなることがあります。インターネット上では、匿名性を利用して身分や経歴を偽ることは簡単で、悪意を持った人が入り込みやすいこと、やり取りの相手が本当に実在する人物とは限らないことをしっかりと認識しましょう。
- インターネット上だけのやり取りで信用するのは危険です。契約する前に、会社の所在地や連絡先などを確認しましょう。
- クレジットカードや消費者金融で簡単にお金を借りられますが、返済が滞ると信用情報機関※にその記録が登録され、今後新たなクレジットカードやローンの申込みができなくなることがあります。慎重に利用することが重要です。
- 簡単にお金を稼ぐ方法はありません。困ったときはすぐに消費者センターに相談を!

※信用情報機関:

利用者の借入れや支払状況などの情報を、加盟している銀行、クレジットカード会社、貸金業者等の金融機関から収集・管理し、加盟者の照会に応じて提供している機関。